《自転車等駐車場の附置に関する規定について》

自転車等の駐車需要を大量に生じさせる施設（特定施設）を新築又は増築する場合の自転車等駐車場（駐輪場）の設置に関する規定を一部改正したことについてお知らせします。

〇根拠　高松市自転車等の適正な利用に関する条例・規則

〇改正のポイント

1. 特定施設に事務所・共同住宅・長屋を追加しました。
2. ２以上の用途に供する特定施設（複合用途施設）に係る駐輪場の規模の算定方法の特例を定めました。用途ごとの割合により計算し、その合計が20台以上となる場合は対象となります。

（計算事例）展示場　　150÷15＝10.0

　150㎡

飲食店　　100÷20＝ 5.0

 　100㎡

　　　　　　事務所 1,000÷100＝10.0

　　　　　　1,000㎡

計　25.0

附置義務台数　　　　 25台

1. 延べ面積が5,000㎡を超える特定施設又は複合用途施設に係る駐輪場の規模の算定方法の特例を定めました。

〇平成24年7月1日以降に工事着手するものについて、次のとおり適用されます。

〇この規定の対象の地域は、高松市内の用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **特定施設** | **新築又は増築の規模** | **自転車等の収容台数の割合** |
| 舞踏場、遊技場、展示場 | 延べ面積300㎡以上 | 延べ面積15㎡につき1台 |
| 百貨店、マーケット、飲食店、小売店舗、観覧場、劇場、映画館、演芸場、集会場、病院、診療所、各種学校 | 延べ面積400㎡以上 | 延べ面積20㎡につき1台 |
| 銀行、その他の金融機関、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 | 延べ面積500㎡以上 | 延べ面積25㎡につき1台 |
| 事務所 | 延べ面積2,000㎡以上 | 延べ面積100㎡につき1台 |
| 共同住宅、長屋 | 20戸以上 | 1戸につき1台 |

備考

1. 算定対象の基本は、事務所以外は利用客が出入りする場所となります。

ただし、トイレ、倉庫、階段、エスカレーター、エレベーター、設備機械室は対象外となります。

また、屋内の自動車駐車場も除きます。

1. 風除室は、利用客が出入りする場所として算定対象となります。
2. ピロティ、車寄せ等の外気に接する部分は対象外となります。
3. 小売店舗とは、物販店舗を言い、サービス店（クリーニング店、美容室、マッサージ店等）を含みません。
4. その他の金融機関とは、信用金庫、労働金庫、農協、漁協、郵便局、保険会社、証券会社等を言い、消費者金融等は除きます。
5. 事務所とは、自社ビル、テナントビル等を言います。
6. 事務所以外の特定施設内に管理部門の諸室がある場合は、事務所との複合施設として取り扱います。
7. 自転車１台のスペースは、平面の場合、幅50ｃｍ、長さ190ｃｍ以上とします。ラック式は機械の数とします。
8. 自転車等駐車場は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺（50ｍ以内）に設置するものとします。

計算事例

　　対象の延べ面積が5,000㎡を超える複合施設（5,500㎡の場合）

　　　　　　　　（5,000㎡までの部分）　　　　　　　　　　　（5,000㎡超えの部分）

　小売店舗

　　500㎡　　　　　　　　454㎡　÷　20　　　＋　　 　46㎡　÷　20　×　1/2　＝　23.9

　（500＊5,000/5,500）

　銀行

　　400㎡　　　　　　　　364㎡　÷　25　　　+　　　 36㎡　÷　25　×　1/2　＝　15.3

　（400＊5,000/5,500）

　事務所

　　4,600㎡　　　 　　　4,182㎡　÷　100 　 +　　 418㎡　÷　100 ×　1/2 = 43.9

　（4,600＊5,000/5,500）

 計 　 83.1

 附置義務台数　　　　 　　83台

 　　　（小数点以下切捨て）

【お問合せ】高松市　都市整備局　交通政策課　事業係　　℡ 087-839-2138